

仲間を集めて
チャレンジ
しませんか！

新たな事業を
支援します！

市民活動補助事業 募集案内



新規団体も
申請可能です！



◀ しもつけのあそんこまる
下毛野朝臣古麻呂

市民団体が、地域のため、社会のために自主的に取り組む市民活動等の事業を推進するための公募型補助制度です！
選考会の審査を経て選定された事業に対し、補助金を交付します。

「これから活動を始めたい！」

「新たな事業展開を図りたい！」

という市民団体の事業が、軌道に乗り自立して実施できるよう支援します。

【事務局】

下野市 総合政策部
市民協働推進課 協働推進グループ

☎ 0285-32-8887

✉ shiminkyoudousuishin@city.shimotsuke.lg.jp

必ず事前に
こちらまで
ご相談ください！

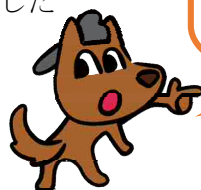


▼ べにまる

1. 補助対象事業

地域・社会のために、市民団体が主催して行う市民活動事業が対象です。

狭いエリアや特定の個人・団体を対象とした事業は、補助対象になりません。



例えば、こんな事業が対象です！

- ・市の魅力発信・環境保全
- ・防犯活動・子育て支援
- ・子どもの健全育成など…
- *主に下野市民を対象とするもの

2. 補助対象団体

【補助団体の要件】

- (1) 公益活動を目的とする団体等
(複数の団体により構成された組織<実行委員会、協議会等>を含む)
- (2) 市内において活動実績がある団体等 (今後、活動を予定する場合を含む)
- (3) 5人以上の会員で組織され、継続して活動できる見込みがある団体等

▶▶▶ 下記の団体は、補助が受けられません

- (1) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行っている団体等
- (2) 暴力団または暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体等
- (3) 特定の個人または団体の利益の増進を目的とする団体等
- (4) 特定の公職者 (候補者を含む) や政党を推薦・支持、または反対することを目的とする団体等

3. 補助区分と補助額、補助の条件

実支出合計額に補助率を乗じた額、または補助対象経費合計額のいずれか小さい額が、補助金額になります。(上限あり。1,000円未満の端数は切り捨て)

補助区分	新規スタート補助事業		継続ステップアップ補助事業	
	トライコース	スタートコース	—	
事業年数	1年目	1年目	2～3年目	4～5年目
補助率	10分の10	4分の3	4分の3	2分の1
補助上限	5万円	10万円	30万円	30万円
交付回数	1回限り (どちらかを選択)		1事業につき4回まで	
申請要件	① 自主的に取り組む事業で、市民主体のまちづくりの原動力となる効果があると認められる事業 ② 原則として市内で実施される事業 ③ 事業の財源として、市や市の外郭団体等から他の補助金等を受けていない、または受ける予定がないこと ④ 事業の実施計画が明確なこと ⑤ 単年度ごとに成果が出る事業		① 新規スタート補助事業の要件に該当していること ② 新規スタート補助事業の実績があること ③ 新規スタート補助事業の開始年度から起算して5年以内のものであって、補助事業としての継続性が認められるもの ④ 今後の事業継続を予定していること	

4. 補助対象経費

事業の実施に直接必要となる経費が補助対象です。ただし、社会通念上適切でないとする経費は、補助対象外となります。また、対象経費は領収書等により内容の確認を行います。

◎補助対象経費

科 目	内 容
人件費	雇用したスタッフ（アルバイト・警備員等）の人件費
報償費	講師、協力者等への報償及び謝礼、事業実施に必要な景品、参加賞等（団体の構成員に対するもの、商品券など換金性の高いものの購入に要する経費は除く）
旅費・交通費	(1) 講師、指導者、補助事業の協力者等が補助事業に出席するために要した交通費、宿泊費等の実費相当額 (2) 先進地への事例調査に係る交通費（宿泊を伴わないで実施される調査に限る）
消耗品費	消耗品の購入に要した費用
食材料費	食材等及び飲食物の購入に要した費用 （会議・定例活動等の弁当代、懇親経費等は除く）
印刷製本費	PR等に必要パンフレット、ポスター等の作成費及び印刷費
使用料及び賃借料	(1) 利用する施設の使用料、バス等の借上料 (2) 使用する機器類のリース料 ※上記のうち、補助団体が所有するものに係る費用は除く
燃料費	燃料代（車両の燃料代等）
通信・運搬費	通知、資材等の送付に要する費用
保険料	イベント保険料等（火災、地震等の家屋に係るものは除く）
備品購入費	事業実施に必要で、長期間繰り返し使用可能なもの（ただし、1年目は1申請につき2万円、2年目以降は6万円（補助金額の20%）を上限とする）
その他の経費	その他補助事業に必要な経費で、市長が必要かつ適切であると認めるもの

5. 補助対象期間

2021年4月1日から2022年3月31日の間に実施される事業が補助の対象です。ただし、補助事業の決定前に事業が完了する場合は、対象外となります。

6. 応募方法

申請に必要な書類をそろえ、市民協働推進課窓口へ直接提出してください。

また、初めて応募するにあたって、補助対象事業か否か等の事前相談をおすすめしています。

来庁の際には、事前に電話等でご予約ください。

募集期間	【新規スタート補助事業スタートコース、継続ステップアップ補助事業】 2月1日（月）～3月17日（水） 【新規スタート補助事業トライコース】 2月1日（月）～8月31日（火） ※市の予算の都合により、募集を早期に締め切る場合もありますのでご了承ください。
提出場所	下野市 市民協働推進課（市役所2階・笹原26番地） 受付時間 8時30分～17時15分（12時～13時・土日祝日は除く） ※ 郵送・FAX・メールでの提出はできません

提出書類 ※ 提出書類は返却しませんので、必要な場合はコピーをとってから提出してください	(1) 市民活動補助金交付申請書（様式第1号） (2) 団体に関する調書（様式第2号） (3) 市民活動補助事業計画書（様式第3号） (4) 市民活動補助事業予算書（様式第4号） (5) <u>会員名簿等（書式自由）</u> ※ <u>会員の役職・氏名、住所、連絡先</u> が明記されたもの (6) その他活動等の説明において必要な書類 ※団体の状況を示す資料があれば提出してください（書式自由） ①会則等 ②総会資料等 ③活動状況が分かる資料	}	様式は市のホームページからダウンロードできます
--	--	---	-------------------------

7. 審査方法

【一次審査】事務局による書類審査

【二次審査】審査会 公開プレゼンテーション（トライコースは書類審査のみ）

※応募団体による事業説明を行い、市民活動補助事業選考会が審査します。



● 審査会（公開プレゼンテーション）

日時：2021年4月9日（金）午後1時30分～

場所：下野市役所 3階会議室（笹原26番地）

▶▶プレゼンテーションについて

スライドショー、模造紙、口頭等による発表とします。ホワイトボード、ノートパソコン、プロジェクター等の使用については、事前に事務局までご相談ください。

発表時間は1団体5分以内で、発表後に選考会委員による質疑応答を行います。

◎審査基準

項目	内容
先駆性	これまでにない新しい取組か、新たな視点・発想から提案されたものか
公益性	公益性の高い事業か、事業の成果は多くの市民の利益となるものか、多くの市民の利益につながるものか
継続性	事業を安定的・継続的に実施することができるか、実行可能な方法・スケジュールで事業計画が立案されているか
発展性	団体や事業の発展が図られるか、自立した取組への発展が期待できるか、後継者や指導者等の育成の取組がなされているか
費用の適正性	活動の内容・規模に見合った予算見積りとなっているか
効果・成果	PR効果が望めるか、社会貢献の効果や成果が期待できるか

*補助事業として選定された団体には、補助金交付申請等に必要な書類を併せて送付します。

*審査の結果は、全ての応募団体に通知します。

8. その他

- 事業終了後、市民活動補助金実績報告書（様式第14号）及び添付書類一式（事業報告書・収支決算書・領収書・記録写真等）を提出し、報告発表会において、事業の成果等を発表していただきます。

○新型コロナウイルス等感染拡大防止対策を取ったうえで実施できる事業計画をご作成ください。